

○報告事項

教育委員会6月定例会について

○質問項目

- 1 県立高松北高校教諭の体罰事案について
- 2 旧県立体育館について
- 3 香川県民の日について
- 4 学校施設等の老朽化について
- 5 令和9年度香川県公立高等学校入学者選抜要綱について

司会)

それでは定刻となりましたので、教育長の定例記者会見を始めさせていただきます。

まず、本日開催いたしました教育委員会6月定例会につきまして、淀谷教育長よりご報告を申し上げます。

教育長)

本日の教育委員会6月定例会の内容についてご説明いたします。議案が2件、その他報告事項が1件でございました。

議案第1号でございませけれども、専決処分事項の承認ということで、今日、議案送付いたしました、6月県議会定例会に提案予定の教育委員会関係議案に対する意見についてでございます。知事からの意見聴取に対して、私の専決により異議が無い旨の回答をしたことの承認を得たものでございます。

議案第2号は、令和9年度香川県公立高等学校入学者選抜要綱についてでございます。お手元に資料提供させていただいてございます。

来年の春に行われます令和9年度の入学者選抜の日程や選抜方法など、基本的な事項を定めた要綱について、教育委員会にお諮りしました。

今年度は、インターネット出願システムの運用面での課題解消のために、日程面を変更してございます。

また、令和9年度入学者選抜から、小豆島中央高校において、新たに自己推薦選抜を実施する旨を、さらに自己推薦選抜、一般選抜における調査書などの出願関係書類も、インターネット出願システムから志願先の高校へ提出することとする旨を、別紙にてお知らせしようとするものでございます。

その他事項につきましては、令和8年度スーパーアスリート育成事業についてござい

ます。お手元に資料提供しているとおりでございますが、令和8年度の「スーパーアスリート育成事業」の指定選手について、報告したところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

司会)

それではご質問等ございましたら、お願いいたします。

なお、ご質問の際には、始めに社名とお名前をお願いいたします。

記者)

高松北高校のフェンシング部の体罰の処分についての質問です。

教育長は1月の会見で、他の事案を調査し、去年9月の口頭厳重注意処分が適切であったか再検討すると述べました。先月5月の会見では、再検討すると述べたか曖昧なので再確認すると一旦は保留しましたが、その後、改めて判断したうえで9月の処置はよかった、更に追加で処分したと答えられました。

私がこの点を確認したのは、ガイドラインに非違行為全体を見て量定を判断するとあるからです。教育長がおっしゃる総合的な判断が実践されているのかを確かめるためです。

ここから具体的な質問です。去年9月の処置の時点で、肉体的苦痛を与えるファント1,000本の強制や暴言を把握していたら、口頭厳重注意という処置は変わっていたでしょうか。それとも同じだったでしょうか。

教育長)

9月の時点（ですか）。7月の事案（のことですか）。

記者)

去年7月の平手打ちをした件に対して、9月に処分を下していますが、処分を下す前の時点で、先ほど申した、肉体的苦痛を与えるファント1,000本の強制や暴言を把握していたら、口頭厳重注意という措置は変わっていたでしょうか。

教育長)

9月30日付けの口頭厳重注意、そして3月30日付けの(矯正)措置。9月30日時点で、3月30日付けの措置の事実が判明していれば、どういう処分になっていたかという、そういうお尋ねでしょうか。

記者)

去年9月の処分を下す前に、その後の調査で発覚した、ファント1,000本の強制だとか、暴言を把握していたら、口頭厳重注意処分という措置は変わっていたでしょうか。

教育長)

確認ですけれども、令和8年3月30日付けで措置を講じてございますが、その措置を講じた事実関係が、9月30日より前に判明していれば、どのような処分になっていたかという、そういうお尋ねでしょうか。

記者)

そういうことです。

教育長)

9月30日の段階で、その事実がわかっていたらという仮定なんですけど、具体的な処分量定に当たっては、前からお示ししてございますように、その態様、動機、結果、故意、過失の度合い、そういったものを総合的に判断するということでございますので、仮定の話に今の段階でお答えすることはなかなか難しいと思いますが、事実、3月30日付けでも措置を講じているわけでございますから、より重い方に振れていた可能性は高いのではないかと考えています。

記者)

そうすると、仮定の話をしているわけじゃなくて、実際、3月の処分のうえで、ファント1,000本の指示だとか、暴言を考慮したうえで、9月の措置が適切と判断されていると。

教育長)

9月30日の措置は、その段階でわかっていた事実に対して措置を講じていますから。それはその事実についての処分は終わっているという理解ですよ。一事不再理です。

記者)

指針によると、7月の平手打ちという行為が、全体として正しく処分されているかっていうのをちゃんと調べましょう、とガイドラインには書かれています。このうち、ファント1,000本だとか暴言っていうのは、その平手打ちよりも前にあった行為だったわけですから、そういうものを考慮して、9月の処置が正しかったかどうかということを検証するべきではないでしょうか。

教育長)

9月の段階の処理は、一旦、講じていますから。それを遡ってするのは難しいと思っています。

記者)

7月の行為に対しての処分っていうのは、全体的なことを見て処分を下されていないということでもいいでしょうか。

教育長)

9月30日までに、調査をして、わかった事実によって措置を講じたということです。その後、調べたらいろんな事実が出てきたということに対して、3月30日に措置を講じたということでもあります。

記者)

私が申しているのは、1月に、教育長が、他の事案も調査して、果たして9月の処置がよかったのかっていうのを検討しますとおっしゃっていたと。なぜそういうことを言ったのかというと、ガイドラインに書いているからなんですよ。

それを、9月の時点でわかっていたかどうかっていう話にすると、そのガイドラインに沿った対応ができてないんじゃないですか、ということです。

教育長)

そのようには思っていないくて。一度、下した措置を、あとから判明した事実で、また蒸し返して元に戻すというのはなかなか難しいと思います。

記者)

蒸し返すという言い方をすると、あたかも悪いような。

教育長)

一度、判明した事実をもとに措置を講じていますから。それはそれで、その措置は終わっていますよね。その事実に対する措置は終わっています。

その措置が正しかったかどうかというよりも、あとから、まだいろんな事実ありますよね、申し出がありますよね。それは知りませんでしたから、聞いたうえで確認しました。そして、いろんな事案が出てまいりましたから、その事実に対して、3月30日に措置を講じたという整理でございます。

記者)

ガイドラインには、過去の事案もひっくるめて、きちんと処分しましょうと。確かに9月の時点では把握されていなかったかも知れませんが、ガイドラインではそう書いているんですから、細切れにするのではなくて。

教育長)

ただ、9月30日に処分というか措置をしていますから。そこから、またその事実を含めてやり直すのは難しいと思います。

記者)

難しいというのは、法的にできないという話ですか。それとも、そういう判断を避けたということでしょうか。

教育長)

たぶん、法的にできないんじゃないかと思いますが。ちょっと確認します。

記者)

私が聞いているのは、懲戒処分という法的処分の場合は、もう一度、蒸し返さないっていうのはあると思うんですけども、懲戒処分に至っていないから、そういう判断ができるし、そうすべきであったんじゃないかと思っているんですけども。

教育長)

そこは確認しますが、たぶん、一度出した措置を、やはりあとからという。それは何年まで（遡って）やるんですかね。

記者)

この場合はそんなに（時間が空いていない）。

教育長)

この場合ではなくて、全体の仕組みの中でやらないと。人事行政ですから。これは個人にとっても重いことなので。どういう仕組みかは確認をしますが、たぶん、一度、下した事実に対する措置というものを、何年か後に、あるいは何か月後に調べ直して、またこんなことが出てきたからといって、そのことに対して繰り返してやるというのはなかなか難しいんじゃないかと思います。

記者)

法律上、規則上、できるという判断ができた場合は、そういう判断をすべきだったとお考えでしょうか。

教育長)

確認できていないので、今、直接的に答えるのは難しいですね。確認はしますが、なかなか難しいんじゃないかと思います。

記者)

3月に処分を別途したということですけど、その時の検討記録等は保管されていますでしょうか。

教育長)

それは当然です。

記者)

そこに、こういう判断でよしという記録が残っていると。

教育長)

当然、それはあるはずです。私一人で決めているわけではないので。

記者)

旧香川県立体育館の件でお伺いしたいんですけど、先日、近隣住民の方が、解体工事の中止を求める仮処分申請をされました。これに対する受け止めに聞かせてください。

教育長)

仮処分申請をされたんですよ。報道でだけ知っていて、実際にどういう申し立てをしているのかがよくわかりませんので、(仮処分申請が)あったという事実の受け止めしか、何とも申し上げにくいかなと思っております。

記者)

あったという受け止めについては。

教育長)

そういうお考えというか、何らかの主張を持って、仮処分の申し立てをしているのかなという受け止めであります。

記者)

申し立ての内容については、これからご覧になってということだと思んですけど、今、住民訴訟も起きている中で、2つ目の法的手続きに入るわけですが、こうして複数の手続きに入っているというのは、どういう要因でこうなっていると考えられているでしょうか。

教育長)

それはよくわかりません。主張としていろんな意見があるわけですから、そういうお考えをもとに、いわゆる社会秩序で許されている中で、法的な手続きを取られているというわけでございます。

我々の主張は、また別のところにありまして。安全性を確保するために、解体という手続きを進めているということでもありますから。法的手続きが取られることの理由というのは、私にとっては、よくわからないというか。

記者)

もう少し踏み込んで言うと、住民説明会がされて、今回、申し立てをした方は、再び住民説明会をして欲しいという要請書も出されているわけですよね。それに対して、ちゃんと説明を尽くしていれば、このような仮処分申し立てにはならなかった可能性もあると感じています。県なり県教委の説明が、十分尽くされたのかという点については、どうお考えですか。

教育長)

尽くされている、尽くされていないというのは、感覚的な、感情的な話ではありますけれども。私もこれまで、予算提案のときもそうですが、記者会見の実施とか異例なこともやりながら、あるいは県のホームページでもいろんな情報を出しながら、これまでの経緯とか、県の考え方とかについて、相当多くの情報を出してきたつもりであります。

あと、住民説明会に関しては、改めて回答を行うことになっていたことも含めて文書もお配りしましたし、もっと言えば、今、進捗状況とか、そういったものを含めて、いつでも見ていただけるような環境を現場事務所にも作っておりますから。私としては、しっかりと説明し、あるいは情報提供してきているという認識しております。

記者)

解体の着工から2か月が経ったわけですが、解体工事の進捗というのは、想定通り進んでおりますでしょうか。

教育長)

ほぼ予定通り進んでいると思っております。

記者)

今週、南側の石庭の石が撤去されているんですけど、工事看板を見ると、移設と書かれていて。和泉正敏さんが手がけられた、文化的評価も高い石庭だったんですが、どこに移したのかということと、保存や再活用の可能性も踏まえた移設なんですか。

教育長)

これについては、一時保管ということしか今は申し上げることができませんが、取り扱いについては、今後、検討していきたいと思っています。

いずれにしても、敷地外に一時保管しておいて、今後、これをどう取り扱うかは検討していくということになります。

記者)

他のものとか、完全に撤去して廃棄するものもある中で、あの石に関しては、何らか可能

性を、今後、検討するために、一旦、保管ということですか。

教育長)

もともと、撤去して廃棄するということが決まっていたわけでは全然ないので、取り扱いをどうするかというのはずっと考えていましたから。今はまだ決まっていないので、一時保管しているということでもあります。

記者)

もしかしたら、今後、再活用とか、どこか他の人に引き取ってもらうという可能性も。

教育長)

その可能性もゼロではない。いろんな可能性を確認しながら、ということでもあります。

これまでもずっと言っていますが、いろんな意見がある中で、保存という形態を取れないことは、私自身も非常に心苦しく思っている中で、安全確保のために、解体という方法を選択しました。

一方で、丹下先生の魂が入った作品でございますので、そういう観点から、やはりしっかりと記録保存、継承はしていきたいという思いがございます。そういう中で、景石についても、まだいろんな可能性を模索するのかなと思っています。

記者)

これから内装の解体も始まっていく中で、本体の丹下さんの評価だけじゃなくて、インテリアデザイナーの剣持さんが手がけられた椅子とかもあるじゃないですか。そのあたりの扱いも、今、どういう検討状況なんですか。

教育長)

平成24年の第1回の入札から関わってきていますが、結果として、4回目の入札を目指して平成26年度当初予算に耐震改修の予算を計上しましたが、老朽化による屋根の落下とかある中で、平成26年9月に閉館いたしました。

その後すぐ、あまり時間を置かずに、剣持先生らの作品については県立ミュージアムとかで保管するという方針のもとで、県庁の東館にも一部あるが、そっちに移設して、保管・展示しているという状況であります。

一方で、剣持先生の作品の中でも修復がなかなか難しい作品もあったわけで、それは旧県立体育館に置いていましたが、今回、解体に当たって、修復は難しいですが、インテリアとしての価値というのは一定ございますので、高松工芸高校に置くなどして、生徒の授業用の参考にしていただくとか、そういったことで活用しています。

記者)

今、残っているものに関しては廃棄するということですか。残せるものとかはどこかに引

き取ってもらったり。

教育長)

今は、残せる、保管できるものはすべて移設していると思いますので。ただ、据えつけのものをどうするかというのは、本体の解体作業の中で検討していかなければならないと思っています。

記者)

旧県立体育館の件で、再生委員会の提案した案の検討のことについて伺えればと思います。これまでに再生委員会と2回、面会していると思うんですけど、その案について、県教委の中でも十分に検討を尽くされたと判断されているということによろしいですか。

教育長)

その通りです。

記者)

どのような検討を内部でされていたんでしょうか。

教育長)

主には事業計画の熟度、その観点からの検討をさせていただきました。誰が責任を持ってやっていただけるのか、あるいは資金調達とかがどうなっていくのかとか、そういう話ですね。それとか、収支計画。それが本当に実現可能性があるのかどうか。フィジビリティスタディまではしていませんが、年間70万人くらい集客というような話もございましたので。そういう観点から、これは内部的に検討をいたしました。

記者)

検討は、県の営繕課と（県教委の）保健体育課と一緒に検討されたんですか。

教育長)

教育委員会の内部です。

記者)

保健体育課で、ということですか。

教育長)

保健体育課というか、教育委員会としていうことです。

記者)

教育委員会の保健体育課以外の課も含めて検討されたんですか。

教育長)

どの課の人がその検討の場にいたかということまでは記憶にないですが、教育委員会の関係課で検討はしている。

記者)

その中には保健体育課の人も、もちろん入っている。

教育長)

そうですね。

記者)

会議を開いてというような検討をされたんですか。

教育長)

内部的に、資料を見て検討したということです。

記者)

何回くらい集まって検討されましたか。

教育長)

正確なところはよくわかりません。記録が残っていれば確認はしますけれど、何回という回数はなかなか（お答えしづらい）。

記者)

1回ではなく、複数回検討されたと。

教育長)

そうですね。内容については、（再生委員会側から）何回も修正とか追加とかで出してきたので。一番最初が7月の確か17、18日ごろだったと思うんですけども、そのあと追加、追加いうことで、8月の5、6日ごろまで続いて出されたので、それはその都度、見させていただいて、内容については確認させていただきました。

記者)

内部で検討したときに、何か議事録とか紙には残していますか。

教育長)

たぶん、ないと思います。口頭でやりとりしたと思います。

記者)

残さなかった理由はあるんでしょうか。

教育長)

残さなかったというか、このこと自体の意見交換をするということですから。まさにそれが検討なので。

記者)

意見交換をして、その時の議事録にはしなかったということですか。

教育長)

そういう検討のときには、基本はあまり（していない）。というか一般的に、議事録的なものを残すことは、基本ないです。内部協議ですから。

記者)

一般的に残さないものだから、今回の検討の手続きにおいても、別に不手際があったとかそういう問題ではないということですか。

教育長)

そう思っています。というよりも、検討しなければならないのかどうかという、そのうったての部分はありますけれど。ある日突然、県の所有物に対して、こんなことをするからやらせて欲しいと言われたことに対して、（こちらが）検討しなければならないのかどうかという。義務なきことを求められているのかどうかという、そのうったての部分はありますけれども、（提案を）いただいたので、これって本当に大丈夫かなという検討はさせていただきました。

記者)

検討すべきかどうかから検討してということですか。

教育長)

（提案を）いただいたので、見せていただいて、内容が大丈夫かなとか、そのような検討をさせていただきました。

記者)

結論としては、これまでおっしゃっていたように、実現可能性が見込めないのではないか

ということですか。

教育長)

熟度が低いんじゃないかという判断です。それと、誰が責任を持ってやってくれるのかという、そういうことです。

記者)

3月に、県民の日を県立学校は休校にすると決めて、そのときに、県立高校から始めていて、その次、小・中学校も検討していきたいみたいなお話があったと思います。小・中学校は市町が管理していると思うんですけども、市町のほうには、既に提案だったり、案内はされたんですか。それは県からするものなのか、県教委からするものなのかがわからないんですけど。

教育長)

県が定めたものを、教委からするような話ではないので。県教委から、市町立学校とか、あるいは私学に、それを求めているという状況です。県からやっているのかどうかというのは、私はよくわかりません。

記者)

そういったことは県がやるという認識で大丈夫ですか。

教育長)

だと思えますけれど。しているかどうかは、よくわかってないです。

記者)

そのときにも話に上がったんですが、共働きが増えている中で、高校は確かに、おっしゃっていたように実現可能な範囲じゃないかっていうのはわかるんですけども、やはり小・中学校でお子さんをどうするかっていうのは、常に振りかかっている問題だと思います。改めて、これから（休校の話が）小・中学校に進んでいったとして、どんな反応があると思いますか。

教育長)

おっしゃるようなご懸念というのは、あるのではないかと思います。

社会側がどう受け止めるのか、報道なんかでは、いわゆる社会側としての、経済団体ですね、そういったところにもお声がけするというようなことも聞いていますから。おっしゃるようなご懸念は、たぶん出てくるのではないかと考えています。

一方で、県立学校についても、休業日の指定ということで規則の中に入れていただきましたが、学校運営の都合上、校長がその日（県民の日当日）は休業にするのは難しいとい

う判断をする場合には、その日を授業日にして、他の日を休業日にするという取り扱いができる。これは、土曜日や日曜日と同じなんですけれども、同じようなやり方で対応していただけたらと思っています。

記者)

改めて、教育長からどんな懸念が出てくるか、言葉で教えていただけますか。

教育長)

おっしゃったようなご懸念も出てくる可能性はあるかなと思います。

記者)

その点については、今後、少しずつ検討していくというか、考えることなんですか。

教育長)

市町の教育長、あるいは教育委員会のほうで、しっかりと考えていただけたらと思います。県民の日条例の主旨はご賛同いただけるのではないかと思いますので、その中で、いろんな検討をしていただけたら、ありがたいなと思っています。

記者)

改めてになりますが、県立学校に関しては、今年から休校になるということで、子どもたちには、その日にどんなことを考えて欲しいというか、どんな1日にして欲しいと思いますか。

教育長)

やはり、この地域の来し方とか、行く末に思いを馳せるということでありまして、自然、文化、歴史に対して、これまで学んできたこと、いろいろ聞いてきたこと、そういったものに深く触れていただきたいと思います。

記者)

岡山県のほうで、最近、小学校や中学校で、学校のコンクリート片が落ちてきたとか、断熱材が落ちてきたとか、そういうことが立て続けに続いているという印象があって。どうしても(学校施設の)老朽化が進んでいるというのをお聞きしたんですけれども、香川県では、そういった状況はいかがですか。

教育長)

小・中学校はあまり聞きませんが、高校は、一昨年、多度津高校で(コンクリートの一部が)落ちてきて、下に人がいたら危なかったということで、一斉点検はさせていただいた。定期的な点検をしていただいています。やはり相当、老朽化が進んでいますので、老朽化

対策としての財政支援とかをしていただきたいということで、国にも要望に行きましたが、こちらサイド（地方）としても、しっかりとした点検をやっていくことを徹底していければと思っています。

記者)

今のところは、多度津高校が例に上がるけれども、怪我された方はいなかったと。

教育長)

いないと思います。

記者)

あと他にも、県教委が管理している施設がいろいろあると思うんですけど、そちらも含めていかがですか。

教育長)

特に、社会教育施設である五色台少年自然センターや屋島少年自然の家が老朽化しています。老朽化していると言いながら管理もしていますから、危険な状態になったということはないと思います。

記者)

その点検というのは、具体的に頻度だったりとか、どなたが行っているかっていうのは、ご存知ですか。

教育長)

行っているのは、たぶん、その校務分掌を担っている教師か事務職員だと思いますが、具体的な頻度については、各学校によって違うと思います。

記者)

老朽化が進んでいるっていうのはそうだと思うんですけども、今後、改修に力を入れていくだったり、何か考えていることはありますか。

教育長)

県立学校については、長寿命化、老朽化対策の計画を持っていますから、その計画に沿って基本的にはやっていくものと思っています。

一方で、当面の対応が必要な場合もありますから、それについてはしっかりと予算を確保して対応していく、そういう基本的な姿勢でございます。

記者)

入学者選抜の関係なんですが、小豆島中央高校が自己推薦選抜を新たに始めるということで、このタイミングで始める理由はどういうところにあったのでしょうか。

教育長)

いろんな観点から、小豆島中央高校において考えた結果だと思います。(生徒の)自分のアピールポイントを入学者選抜に反映させたいということで、考えた結果だと思っています。

記者)

これまではされていなかったんですけども、新しく始めるということで、何かきっかけがあったということなんでしょうか。

教育長)

特にきっかけというのはないと思いますけれども。毎年、毎年、これについては、いわゆる不断の(検討)といいますか、どういう選抜方法がいいのか、高校においても考えていますし、教育委員会においても考えていますから。小豆島中央高校の意向も踏まえて、自己推薦選抜を開始するということです。

記者)

もう1点、インターネット出願システムに関してなんですが、調査書も出願システムから提出が可能ということで、昨年度までは、調査書などは学校の先生が高校へ持って行っていたということもなくなるので、基本的に、手続きはすべて電子化がこれで完了ということになるんでしょうか。

教育長)

そうでもなくて。例えば、入試(問題)に対して、振り仮名を振って欲しいとか、特別措置願書を願書とともに出していただくような手続きもあるんですけども、これはデータでも送れるし、まだ紙ベースで提出してもかまわない部分も、来年度はまだ残りますので。すべてがシステム化というか、ネットの中で完結するという状況にはなりません。

記者)

だんだん、そちらの方向(すべて電子化)に移行していくと。

教育長)

そうですね、だんだんそうになっていくと思います。

記者)

使用されるシステムというのは、昨年度と変わりはないですか。

教育長)

そうです。基本的には変わりないです。

記者)

入学者選抜に関連してなんですけれど、配布資料の一番上のページの「※持参の場合の受付時間」というのが紙媒体の提出期間ですか。

教育長)

そうです。出願関係書類の中には、調査書も当然あるんですけども、先ほど言った特別措置願書とか、追検査の受検願とか、調査書以外のものもあります。それについては、持参することも可能ですので、それがこの期間になります。

記者)

期間の見方の確認なんですけれど、持参の場合は、25日の16時以降と、26日の午前9時までは受け付けられないという書き方ですか。

教育長)

25日、26日の両日は、9時から16時まで受け付けます、ということです。

記者)

インターネットの場合は、25日の夜も受け付けられるということですか。

教育長)

そうです。先ほどの話で、例えば、志願者だったら自己推薦選抜のときに自己PR書類を出してもらうんですけど、これもデータでもいいし、紙でもいいという扱いにします。

司会)

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で教育長定例記者会見を終了させていただきます。